

Rotary



OKAYA

岡谷ロータリークラブ

- 会長／牛山幸一
- 副会長／梅垣和彦・林広一郎
- 幹事／中嶋孝一
- R 情報(会報)委員長／濱 毅

■ 事務所／岡谷市中央町 1-4-1・Tel/0266-22-6939・Fax/0266-23-6939

URL: okayarc.org・Email: okayarc@bz04.plala.or.jp

■ 例会／毎週火曜日 PM12:30 ホテル岡谷

第 2783 回例会 2017 年（平成 29 年）2 月 7 日(火)

点 鐘：牛山幸一 司 会：上條英雄
 斉 唱：君が代、奉仕の理想 唱 和：四つのテスト

ラッキーNo：NO.12 宮坂宥洪

委 嘱 状：宮坂宥洪(2600 地区 諮問委員・R 財団委員長・指名委員・研修委員・青少年
 育成プログラム危機管理委員・規定審議会代表議員・RLI 日本支部地区代表委員)
 中嶋孝一(米山奨学委員会 奨学生・学友委員)
 太田博久(R 財団委員会 資金推進小委員)

皆 勤 祝：矢島 進 32 年・小山 智 2 年

誕 生 祝：矢島 進・林広一郎・太田博久・山岸邦太郎



誕生祝

会長挨拶

米国ツアーで、松山選手が 4 勝目をあげました。これは丸山茂樹を上回り、日本人でトップとなりました。最近、女子スキージャンプで、高梨選手がワールドカップ通算 50 勝をあげたり、日本選手の活躍が報じられています。松山選手は今シーズン 2 勝目で、これも日本人については初の様です。現在、賞金ランクもトップを走っています。今年はぜひ、マスターズ他、4 大メジャーを勝って、私たちに力を与えてくれる様お願いいたします。また高梨選手は、この調子を維持し来年のオリンピックで、ぜひ前回の雪辱を果たしていただければと思っています。本日の卓話は、宮坂宥洪会員の、今年の運勢であります。どの様な年となるのでしょうか。

幹事報告

- 飯田 RC 創立 60 周年の記念紙が届いております。ご覧になられる方は事務局まで申し出てください。
- 信濃グランセローズ設立 10 周年記念親睦パーティーの案内が届いております。参加希望の方は事務局まで申し出てください。

日時：2 月 28 日(火)17:30～ 場所：ホテル国際 参加費：7,000 円



卓話「規定審議会について」

宮坂有洪会員

Rotary

2016年 RI規定審議会

クラブ・地区にとっての主な変更事項

平成29年2月7日

規定審議会代表議員
地区研修委員
宮坂有洪 (岡谷RC)

規定審議会とは

- 規定審議会は、ロータリーの組織運営にクラブの声を反映させる機会です。
- 3年に1度開催されます。そこで、ロータリーの組織規定に変更を加える**制定案**と、RI理事会在が検討するよう決議する**決議案**について審議と投票が行われます。
- 地区は、1名の**代表議員**を3年任期で選出します（地区大会にて承認）。
- 選ばれた**代表議員**は、今年新しく始まった任期中に開催される3回の**決議審議会**と、1回の**規定審議会**に、地区の代表として出席します。
- 今後、**決議審議会**は、毎年オンラインで開催されます。ここでは、理事会への意見を表明し、投票を行う**決議案**について投票が行われます。
- 従来通りの**規定審議会**は、アメリカ合衆国イリノイ州シカゴで開催されますが、今後はそこで、**制定案**についてのみ、審議が行われます。

2016年 規定審議会

2016年4月9日～15日、米国イリノイ州シカゴで規定審議会が開催されました。

全世界、535地区より選出された代表議員が出席しました。

第2600地区からは、櫻川浩PDGが出席しました。

当社の規定審議会では、ロータリーの規定に大幅な変更を加える様々な「**立法案**」が提案されており、それが**採択**されるかどうか注目されていました。

結果的にみると、意外と思われた多くの**制定案**が**採択**されました。

規定審議会における決定事項は、それまでのロータリーのすべてのあり方に対して優先します。

なぜなら、規定審議会は、アップダウンではなく純々アップの決定機関であり、それには全ロータリアンの（過半数の）意思が反映されているからです。

以下に、主だった重要な採択制定案を紹介し、それらどう判断するかは各クラブの裁量次第です。

採択制定案16-01

書面による理事会議事録について規定する件

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。
(『手続要覧』202-203頁)

第6条 会合

第3節 一理事会の会合。理事会のすべての会合について書面による議事録が提供されるべきである。この議事録は、当該会合後60日以内に全会員が入手できるようにすべきである。

⇒第6条に第3節が加わった。「しなくてはならない」ではないから、命令ではないが、特に**クラブ細則に定めがない限り、義務と心得るべきである**。議事録は、結果だけではなく審議の経過も必要。

クラブ細則に関する留意点 その1

標準ロータリークラブ定款第17条

「本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その**手続規則**、および**本定款と矛盾しない細則**を採用しなければならない。」

⇒「ロータリークラブ定款」は世界標準に従うが、それぞれのクラブの「**細則**」は、クラブ独自で定めることができる。定款に定められていないことでも、あるいは、たとえ**定款と違反することでも**、あくまでも**定款と矛盾しない限り**、自由に定めることができる。クラブの独自性と発展を期すためにも、細則は次年度会長方針に従って、むしろ毎年変更されるのが望ましい。（なぜならば、クラブは細則にもとづいて運営されるからである。）

採択制定案16-05

クラブ内の委員会について規定する件

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。
(『手続要覧』207-208頁)

第10条 理事および役員、ならびに委員会

第7節 一委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- ・クラブ管理委員会
- ・会員増強
- ・公共イメージ
- ・ロータリー財団
- ・奉仕プロジェクト

必要に応じて追加の委員会を任命できる。

⇒第10条に第7節を追加して、DLP（地区リーダーシッププラン）との整合性をもたせた。「すべきである」は「しても良い」「できる」よりも強い要請と解釈すべきである。

採択制定案16-07

クラブ会員の入会金に関する箇所を削除する件

国際ロータリー細則（第4条・第11条（『手続要覧』143頁））
標準ロータリークラブ定款第11条「入会金および会費」等において、「入会金」の語がすべて削除された。

⇒当初は「入会金を廃止する」という制定案だったが、「入会金に関する部分を削除する」に修正された。したがって、「入会金を徴収してはならない」と決まったわけではない。

クラブ細則において、新会員から入会金（あるいは入会金に相当する負担金または協力金など）を納めてもらうように定めるのは自由である。

採択制定案16-38

会員身分の規定を変更する件

(RI定款第5条・標準ロータリークラブ定款第7条)

「クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする」

⇒これだけ、の規定となった。（6項目の条件が満たす。）

クラブ細則に関する留意点 その2

標準ロータリークラブ定款第6条 会合 第1節一例会

(a) 日および時間。

本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

⇒この規定が変更になったわけではない。

これ以外の頻度を「細則に定めてもよい」となったが、あくまでも「毎週」が基本である。特別な事情なり要望があって、月2回にしたい場合、それを細則に定めなければならない。クラブが、この「柔軟性」を取り入れない選択をした場合、従来の例会の回数に変更はない。

採択制定案16-26

例会取消の規定を改正する件

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

(『手続要覧』202-203頁)

第6条 会合 第1節一例会

例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、**またはその週に一般に認められた国民の祝日が含まれる場合**、(中略)理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に銘記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

⇒すでに日本ではハッピーマンデー制度がある。よって月曜例会のクラブは、他に比べて例会数が少ない。この不公平を解消するため、祝日のある週の例会をなくすことができると定めた。ただし、それには、その都度クラブの理事会の承認が必要である。

会員身分・資格の変遷

- ・1989年シンガポール規定審議会
- 会員資格に女性の入会を認める
- ・2001年規定審議会
- 正会員と名誉会員のみの2種類に変更
- 退職者も連続して会員資格
- (職業分類を維持)
- ・2007年規定審議会
- 財団学友・地域社会の活動参加者正会員
- ・2013年規定審議会
- (13-43) 仕事をしなくなった人、または仕事を中断している人を正会員と認める。(主婦・主夫もOK) 職業分類は専業主婦(主夫)

採択制定案16-21

クラブ例会と出席に柔軟性を認める件

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

(『手続要覧』202-203頁)

第6条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第7条第1節、第10条第1、2、3、4、5節、第13条第4節に従わない規定または要件を**細則に含めることができる**。そのような規定または要件は、本定款の上記の規定または要件に優先する。ただし、クラブは、**少なくとも月に2回、例会を行わなければならない**。

⇒各ロータリークラブの細則で例会頻度と出席に関する規定を定めるよう、クラブに**柔軟性**を与えるもの。なお、この「月に2回」がクローズアップされているが、これはあくまでも「例外」であることに留意しなければならない。

副ガバナー選出に関する規定改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

(『手続要覧』148-149頁)

6.120.1. 副ガバナー

ガバナー指名委員会は、**ガバナーエレクトが提案した1名の**パストガバナーを副ガバナーに選出する。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである。

⇒副ガバナーをパストガバナーから選出することができるということに加えて、それをガバナーエレクトの提案によると定めた。なお、副ガバナーは、ガバナーの次席ではない。

採択制定案16-30

直接あるいはオンラインの両方による例会出席を認めるよう、出席規定を改正する件

採択制定案16-82

従来型クラブとEクラブの区別をなくす件

⇒従来型のクラブではインターネット上で例会を開催することはできなかった。一方、Eクラブでは、顔を合わせた従来型の例会を開くことはできなかった。これが、いずれの場合も認められるようになり、従来型クラブとEクラブとの区別がなくなった。例えば、従来型クラブが最終週だけインターネット上で例会を開くとか、Eクラブが最終週だけ顔を合わせた例会を開く、というようなことが可能になった。

人頭分担金を増額する件

⇒今回の規定審議会の開会式において、RI財務状況に関して、「人頭分担金を年額1ドルずつ値上げしていくのでは余裕がない。毎年4ドルずつ値上げをすれば将来的に財政が安定する」との説明があった。

これを受けて、制定案16-99において、今後4年間、毎年金額を4ドルずつ値上げをすることが提案され、採択された。

これにより、①2016-2017年度の人頭分担金は、これまで通り半期28ドル(年間56ドル)だったのが、②2017-2018年度は、半期30ドル(年間60ドル)、③2018-2019年度は、半期32ドル(年間64ドル)、④2019-2020年度は、半期34ドル(年間68ドル)になる。

クラブ細則に関する留意点 その3

クラブ細則を改正する場合、例会で会員の3分の2以上の賛成投票が必要です。また、細則の改正案は、当該例会の少なくとも10日前までに、すべての会員の手元に届いていること。

今回の採択制提案にしたがって、例会を2回とか3回に変更する場合は、必ず細則の改正をしなくてはなりません。

不本意な立法案の採択に関する 意義申し立てについて

全世界の5%以上のクラブから反対の意見が表明されれば、審議会の結果は3年間保留することができます。

具体的に言うと、世界の会員数は122万人、クラブ数は3万5188で、日本の会員数は、8万8667人、クラブ数は2270です。概算ですが、日本のロータリークラブの約80%のクラブが反対の意思表示をすれば、5%ルールが適用され、決議を保留することができます。

まとめ

2016年規定審議会の意義

- (1) クラブ運営に「柔軟性を認める」新たなルールの導入
- (2) ロータリーの伝統的な基本理念や職業分類制度は不変

最後に お願いがあります

次の規定審議会は、2019年4月に開催される予定です。

私たちの第2600地区からは、かつて一度も立法案を提出したことがありませんでした。

ロータリーのあり方について、賛否いずれにしても、ロータリー最高の立法機関である規定審議会において、何か一石を投じる提案をしていただければ、ありがたく存じます。

どうかよろしくをお願いします。

今後の予定

2017年6月30日	2017-18年度決議審議案提出締切日
2017年10月	2017-18年度決議審議会（オンライン）
2017年12月31日	2019年規定審議会制定案の提出締切日
2018年後半	2018-19年度決議審議会（オンライン）
2019年4月	2019年規定審議会
2019年6月30日	2019-20年度決議案提出締切日

ニコニコボックス

宮坂宥洪 本日、卓話をさせていただきます。

今井康善・牛山幸一・梅垣和彦・太田博久・大橋正明・小口 隆・小口泰史・上條英雄・北澤洋之介・小山 智・薩摩 建・瀬戸雅三・高木昭好・竹村一幸・中嶋孝一・中畑隆一・中村文明・濱 俊弘・林広一郎・林 尚孝・林 裕彦・林 靖高・平沢清文・宮坂晃介・宮坂 伸・守屋麻里・矢島 進・矢島 實・山崎典夫 本日は宮坂宥洪会員の卓話です。どうぞよろしくをお願いします。

出席報告

会員数41名、出席者30名、出席率73.17%、前々回訂正66.67%